

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	高槻市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 1. 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関する事 2. 保険料の賦課に関する事 3. 保険料の減免に関する事 4. 日雇特例被保険者の健康保険に関する事 5. その他保険料の賦課に関する事 6. 保険料の徴収に関する事 7. 保険料の督促及び滞納処分に関する事 8. 保険料の納付勧奨に関する事 9. 保険料の口座振替に関する事 10. その他保険料の徴収に関する事 11. 給付に関する事 番号法の別表を基に高槻市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して国民健康保険給付金・還付金等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 共通基盤システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等 8. 高槻市簡易電子申込サービス

2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル、国保賦課ファイル、国保収滞納ファイル、国保給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) ・2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (情報照会の根拠) ・69,70,71の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国民健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(入手) 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検〔○〕	自己点検〔○〕 内部監査〔○〕	事後	令和2年度に、特定個人情報取扱監査を受けたため。
令和4年3月31日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	国民健康保険システム、 自治体中間サーバー、 国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	1. 国民健康保険システム 2. 共通基盤システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	システム更新(市町村事務処理標準システムの導入)に伴う再評価
令和4年3月31日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> ・番号法 第9条第1項 別表第一第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	〃
令和4年3月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> ・番号法第19条第7号 別表第二第42,43,44,45,46項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	〃
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	<オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)>	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	変更後部分を追記	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。))の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を取得して国民健康保険給付金・還付金等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。	事前	公金口座受取情報取得のため
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	公金口座受取情報取得のため
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	公金口座受取情報取得のため
令和5年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二を基に高槻市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法の別表を基に高槻市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	変更後部分を追記	8. 高槻市簡易電子申込サービス	事前	
令和7年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項 別表44の項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121	<国民健康保険に関する事務> 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) ・2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (情報照会の根拠) ・69,70,71の項	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	国民健康保険課長	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年3月17日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		9)従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。		